

公益社団法人日本金属学会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号による。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人の事務所を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下認定法という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員は、常勤役員と非常勤役員を問わず無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

1. 平成19年8月7日 制定、施行(第838回理事会決議)
2. 平成21年7月16日 一部改訂(第855回理事会決議) 条文見出しを付記
3. 平成24年10月5日 全面改訂(第881回理事会決議、社員総会決議) 公益社団法人対応